

こんにちは。社労士・行政書士であり、認定経営革新等支援機関（認定支援機関）登録しております、泉正道と申します。

助成金が得意な社労士はいませんが、助成金も補助金も得意な社労士は、社労士全体の1%程度だと思います（自社調べ）。そんな私が、年度の終わりに「助成金と補助金のポイント」を分かりやすくアドバイスします。

まず、私の「スタンス」をお伝えしておきましょう。「そんな話聞きたく

ない」と思われるかも知れませんが、大事な話なので聞いてください。

正直言つて、私は「助成金等は専門家に任せるべき」だと思っています。自社申請を勧める専門家もいますが、費用対効果、確実性を考えると「専門家と連携をしながら、自社でできることだけ自社でやる」というやり方が絶対におススメです。

とは言え、「いずれ専門家に依頼するためにも、まずは自社で体験したい（申請の流れ等も確認できるし）」という考えには大賛成ですので、そういうことならぜひ自社申請を挑戦してみてください。この記事は、自社申請される方にも参考になる内容になっています。

※本記事は2021年12月下旬に執筆していますので、最新情報はあらためてご確認ください。

※全国誌という特徴上、各自治体（都道府県、市区町村）が実施する制度については細かく触れませんのでご了承ください。

※この記事では、単に助成金と言ったら「厚労省の助成金」、単に補助金と言ったら「省庁実施の補助金」という意味です。また、「助成金等」とは、「助成金や補助金」の事を指します。

国は「なぜ」助成金等を出したいのか

まず、助成金等（助成金等）を申請するうえで重要なことをお伝えします。

introduction

まずは「助成金・補助金」の主旨を理解しておこう



助成金等は専門家に任せるべき

国は「なぜ」助成金等を出したいのか

特集

初めて利用するあなたでもこれならスラスラ理解できる!!

ケース別

人材育成

テレワーク導入

新規事業...

# 得する補助金・助成金

## 活用マニュアル

皆さんも「補助金・助成金」という言葉はよく聞くのではないのでしょうか。なかには実際に「補助金・助成金」を受給したという会社もあるかもしれませんが、多くの会社にとっては「使ってみたくてどんなときに利用できるのかわからない」「手続きが複雑そうで躊躇してしまう」という存在が「補助金・助成金」かもしれません。そこで今月の特集では、どこよりもわかりやすく「補助金・助成金」の活用法をレクチャーします。「補助金・助成金」はタダでもらえるお国のお金です。ぜひ利用してみましょう!!

代表/社労士・助成金事務所  
社会保険労務士/行政書士

泉正道



さて、本稿では「助成金」と「補助金」の両方についてお話しするわけですが、実施団体と定義について理解しておきましょう。これを知っておくと、「自分の会社で使える助成金等を探すとき」に便利です。

実施団体は大きく2つに分かれます、助成金も補助金も、1つは国(各府県庁、もう1つは地方自治体(都道府県や市区町村)です。次に「定義」ですが、次ページ図表1を見てもらうのが早いでしょう。

**実施団体は大きく2つに分かれる**

Lesson

1

「助成金・補助金」

最低限押さえるべきポイントはこれだ



もちろん、この図表がすべてではありません。「助成金みたいな補助金」もあれば、「補助金のような助成金」もあります。とくに自治体の助成金等は定義がバラバラです。ただ、国がやっているものは、おおむねこの図表の通り、と思って良いでしょう。

また、助成金等は「政権与党が変わると、ルールが大きく変わる」とも言われています。首相や与党が変わると、前述した「推進したい政策、取組み」が変わるためです。自治体の推進したことも、国の影響を大きく受けます。

ただ、首相は安倍さん、菅さん、岸田さんと変わっていますが、助成金等は今のところ「安倍さん路線」を引き継いでいますので、ここ数年は大きく

変わっていません。

次に、助成金等の「基本的な流れ」について見ておきましょう。端的に言うと、受給までの流れは以下ようになります。

- ① 計画提出
- ② 審査
- ③ 国・自治体の認定
- ④ 計画の実施、遂行
- ⑤ 実績報告(請求)
- ⑥ 助成金等が御社の口座に振込まれる

これが基本的な流れです。ただし、すべてがまったく同じではないので、制度ごとに確認が必要です。



それは、助成金等は国や自治体がお金を出すわけなので、彼らが「何に對してお金を出すのか？」を理解することです。

「開業するだけもらえる」「法人化すれば」「社会保険に加入したら」「何か買いなものを買ったら」と、何でもかんでも助成金等がもらえると思ってる方がいますが、そんなことはまったくありません。

彼ら(国・自治体)は、「彼らが推

進したい政策に賛同してくれた中小企業」に對してしかお金を出しません。彼らは、助成金等を配りたいのではなく、「政策を進めるために助成金・補助金を出す」のです。

彼らが推進したい取組みの定番は、中小企業の経営力強化、労働者の待遇改善、労働生産性アップ、男女差別的禁止といったものです。最近のトレンドだと、SDGs、DX化、コロナに負けない経営(事業転換)、低炭素社会、同一労働同一賃金、男性の育児休業(休暇)、介護休業(休暇)などがキーワードになります。

基本、これらに合致しない取組みをいくらしてもお金はありません。たとえば、「製造機械が壊れそうだから買い替えたい」だけではダメと言うことです。ただ、これが「新しい機械を導入し、当社の技術と組み合わせる」というストーリーに昇華できるなら、ものづくり補助金

が該当する。かも、しれません。

また、「脱サラして、個人事業主としてコンビニをやります」だけで出る補助金はありませんが、「開業して、コンビニ業界初のサービスを展開します」だと、創業系の補助金ももらえる。かも、しれません。

少しイメージが沸いたでしょうか？ 10年前、5年前くらいまでは「開業時に内装費、オフィス製品購入費用が必要」だけで出る助成金もありましたし、「ホームページを作成します」だけでももらえる補助金もありました。が、今はそのような「バラまき助成金・補助金はほぼ無い」と思ったほうが難です。

とくに最近の助成金等は、「具体的な事業計画が描けない中小企業には出ない」という傾向が強いと感じます。

図表2 労働法を守れているかチェックしてみよう

- 労働保険、社会保険の届出を正しくやっている
- 労働保険料、社会保険料の滞納が無い
- 過去に助成金の不正受給をしたことがない
- 「36協定届」の作成と、労働基準監督署への届出（年1回）をしている
- 休日出勤、深夜労働があった場合に手当を正しく計算し、支給している
- 従業員の契約内容が変わった時に、雇用契約書（労働条件通知書）を更新している
- 雇用契約書（労働条件通知書）は、会社と本人分の2通作成し、本人にも渡している
- 休憩時間は決まった時間、ちゃんと与えている
- 労働時間のカウントを、1分単位でやっている
- 年に1回、正社員に対して「定期健康診断」を実施している
- 所定労働時間に応じて、正しく雇用保険、社会保険に加入させている

- a 自社の製品、サービス、売る相手
- b 業績好調の原因、業績が悪化した原因
- c 自社の強み、弱みを、

中小企業庁」に登録する。  
 ・さらに、ミラサポ plus（経産省・中小企業庁）の「ローカルベンチマーク（通称…ロカベン）」を入力して、自社製品、強み、弱みなどを分析してみる。すべての補助金申請時に必ず役に立つ。  
 ・下記について、第三者に説明できるような資料を準備する（ロカベンをやると、ほぼ揃うはず）

- d それぞれ3つ以上 競合他社の名前、特長
  - e 競合他社に勝っている部分、負けている部分
  - f やりたい事業に必要な設備は何か（必要経費）
  - g 必要経費について、2者以上から相見積書を取ること
- 以上です。これらは、自社申請でも、専門家に依頼するとしても必要になりますので、早めに準備を進めましょう。とくに「GビズID（プライムアカウント）」は、印鑑証明書代と郵送料だけで半永久的に使えますし、取得に1ヶ月かかることもあるので、今すぐ着手するのがお勧めです。

図表1 「助成金」と「補助金」の違い

	助成金	補助金
コンペ	基本、コンペではない	ほぼ、コンペ形式
公募期間	常時、申請が可能（たまに期間限定があり）	ほぼ年中申請可能だが、年何回かの締切が設定されているものが多い
金額	少額（数十万～）	高額（数十万～数千万以上）
労働法との関わり	関わりが深い（労働法違反があると、受給できない）	あまり無い
従業員数	1名以上必須	従業員0でもOK

申請に際してこれだけは理解しておこう

次に、申請に際して最低限理解しておきたいポイントについて、助成金、補助金に分けて説明します。

〈助成金〉

・助成金は、要件を満たすとほぼ100%もらえる（補助金のようにコンペ形式で申請しても他の応募者との競争となるので採択されるとは限らない、ではない）  
 ・その代わり、「労働法を守れていない会社は申請できない」くらいに考えたほうが良い。

労働法を守れているかどうかは次ページ図表2でチェックしてみましょう。なかには図表2にある項目すべてをク

リアしなくても申請できる助成金もありますが、クリアできないものが多いほど受給できる可能性は下がると思っただほうが良いでしょう。

また、会社都合の退職（解雇、退職勧奨）が多い中小企業は、原則として助成金をもらえないと考えてください。ほぼすべての助成金に「会社都合の退職があった日の前後〇ヶ月は受給できません」というルールがあるので、事前に確認しましょう。

〈補助金〉

・コンペ形式で給付される。申請内容が審査され、予算の範囲内で評価得点が上位のものから採択される。  
 ・申請に際しては、まずは「GビズID（プライムアカウント）」を取得すること。すでにほぼすべての申請は電子申請になっていて、「GビズID（プライムアカウント）」が必要。できれば、「ミラサポ plus（経産省・

Lesson

2

使える「助成金・補助金」ベスト7を紹介します



ここでは、比較的使い勝手が良く、手続きも煩雑でないおススメの制度から、大変ではあるがメリットが大きいのでチャレンジしてほしい制度を、全部で7つ取り上げ、その概要や手続きなどを簡単に説明していきます（★が多いほど受給の難易度が高くなります）。

〈難易度★〉の「助成金」

① キャリアアップ助成金（正社員化コース）

日本一有名で、最も使いやすい助成金です。有期契約労働者を正規雇用労働者に転換または直接雇用したときに助成金が支給されます。助成金なので、提出先は原則、都道府県労働局の助成金デスクや助成金センターになります。都道府県によっては、「ハローワーク経由じゃないと受け付けない」ので要確認です。  
基本は郵送ですが、経験が浅くて、担当者に相談したいなら持参しましょう。ただ、コロナ禍で持参が推奨されていませんので、持参して良いかどうかは事前に電話で確認したほうが無難です。  
受給のためにやることは非常にシンプルで、以下のとおりです。

- ・就業規則に転換規定を追記、周知、届出
- ・キャリアアップ計画書を提出する
- ・転換前に6か月以上の非正規期間が必要
- ・転換時に「1時間あたりの固定的賃金」を3%以上アップする
- ・転換後、6か月たったら支給申請を行なう

基本、これだけです。これだけで原則、1人57万円もらえます。ただし、シンプルだからナメてかかるせいなのか、労働法を理解していないからなのか、失敗するケースが多発しています。一番の落とし穴は「日付」でしょう。とにかく、転換前に余裕を持って、就

業規則とキャリアアップ計画書の届出は済ませてください。慣れている専門家から見るとカンタンですが（確認事項は多いものの）、慣れないと社労士がやっても失敗します。自社申請するなら、労働局に事前相談することをお勧めします。

制度の詳しい内容は厚生労働省のHPをご確認ください（以下同）。

② 人材開発支援助成金（正社員向け訓練）

会社が正規雇用の従業員に対して、職務上必要となる専門的な知識・技能を習得させるための職業訓練などを行なった場合に、費用や賃金の一部が支給される助成制度です。研修、セミナーなど、従業員教育の呼び方は色々ありますが、助成金上は「訓練」と呼ぶことが多いです。

この助成金は種類が複数ありますが、

ここでは「有料の外部訓練（OFFJT）」についてお話しします。訓練の実施場所は、自社に講師を呼ぶパターンでもいいし、どこかの会場に行くのもOKです。

助成金額は、実施内容、実施時間によって異なるので詳しい解説は割愛しますが、ザックリと「研修費用が30万円なら、5〜10万円もらえる」くらいに考えてください。端的に言うと、「ちょっともらえる」感じです。なので「3万円の研修」とかだと、書類作成にかける人件費のほうが高くなるので、申請しないのがベターです（苦笑）。

金額が少ない分、やることも以下のようにとっても簡単です。

計画一式を出す↓認定（受付）してもらう↓実施する（カンタンな訓練日誌を作る↓支給申請（助成金の請求）

これだけです。提出先は原則、都道

府県労働局の助成金デスク（助成金センター）となります。注意点をあげると、以下のとおりです。

- ・原則、訓練期間は1年以内
- ・訓練期間内に、原則20時間以上（数回に分けてもOK）の訓練が必要
- ・スケジュールや訓練内容を変更する時は、**原則、事前に変革届を提出する**

訓練日誌については、最後にまとめで作るのではなく、訓練実施日ごとに日誌を作成しましょう。そのほうが支給申請漏れも防げますので、最終的にラクです。

③ 働き方改革推進支援助成金（仮）

こちらは働き方改革に取り組む中小企業を対象に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。支給対象となる取組みは次ページ図表3の

- 先ほどの「②人材開発支援助成金(正社員向け訓練)」との一番大きな違いは、対象者が「非正規労働者」だということです。正社員には使えません。パートやアルバイトなどの有期契約労働者に、正社員転換を目的として有資格者訓練を行なった場合に支給されます。
- 難易度が★の理由は、受給のための条件が少し大変だからです。大変だという理由は以下のとおりです。
- (a) 長期間(3〜6か月)、長時間の訓練が必要
  - (b) 訓練カリキュラムやスケジュールを、申請書に詳しく書く必要がある
  - (c) 計画提出前に、キャリアコンサルタントの面談を受ける必要がある
  - (d) ほぼ毎日、訓練日誌を手書きで書く必要がある
- とくに大変なのは(d)です。受講したのはどのカリキュラムか、具体的に何

をやったのか、受講して何を感じたかなど、毎日きちんと書かなければ訓練を実施したと認められません。

原則、「実施時間×760円」が支給できるので、助成金額も必然的に大きくなります。アバウトに言うと、1人30〜80万円くらいになります。

誌面の都合でこれ以上詳しく解説できないのですが、以下のような条件に当てはまる中小企業ならチャレンジしてほしい助成金です。

- ・新人に対して、同じ場所で教えられる先輩、上司が常に1名以上いる(テレワークでOJTは認められない)
- ・研修をしっかりやりたいし、訓練日誌も業務の一環としてやらせたい

⑤ I T導入補助金

インボイス制度への対応も見ずえたI Tツール導入補助に加え、P C等の

ハード購入に対する補助金です(ただ、P C購入には10万円しか出ません)。

これについては、「I T導入支援事業者」に相談するか、I Tツール販売会社に相談してください。とくにI T導入支援事業者(民間コンサルタントや、中小企業診断士が多い)は、I T補助金について支援する事を正式に認められた人達なので、彼らに相談するのがベストです。

補助率や補助金額は下記の通りです。

- ・I Tツール 50万円(補助率3/4)、50万円〜350万円(補助率2/3)
- ・P C、タブレット等 10万円(補助率1/2)
- ・レジ等 20万円(補助率1/2)

現時点ではここまでの情報しかありませんが、2021年のルールとは多少変わるはずなので要確認です。総務、

図表3 働き方改革推進支援助成金(仮)の支給対象となる取組み

- 労務管理担当者に対する研修/労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更/人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェアの導入・更新/労務管理用機器の導入・更新
- デジタル式運行記録計(デジタコ)の導入・更新
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新  
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など)

※研修には、業務研修も含まれます。また原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

とおりです。たとえば対象設備については75%〜80%の助成金が出ます。上限は取組みの内容によって、50万、100万、150万円と変わりますが、手続きは非常にカンタンです。

ちなみにタイトルに「仮」と入れているのは、毎年微妙に名称が変わるためです。2017年頃は「職場意識改善助成金」で、その後「時間外労働等改善助成金」になって、2021年は「働き方改革推進支援助成金」でした。

が、人気が高いので、開始から数週間で予算がなくなり、もう終了しています。毎年、すぐに終わります。支給申請の流れは先ほどの人材開発支援助成金と似ています。

計画(交付申請書一式を出す→認定をもらう→実施する(設備に対する支払いもある)→支給申請(助成金の請求)

ただ、提出先は、都道府県労働局の

「雇用環境・均等部または雇用環境・均等室」です。同じ労働局でも、住所電話番号も違うのでご注意ください。

一番のポイントは「公募が始まったらずに動く」です。そのために、事前に2社以上の業者から相見積書を取っておいてください。公募が始まってから動いても、予算がなくなる可能性もあります。現時点で2022年に実施されるかどうかは未定ですが、自社申請するならば2回は厚労省のホームページをチェックしたほうが良いでしょう。

④ 人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)

「難易度★★」の「助成金・補助金」

経理でよく使うツールの多くが対象となっていて、IT補助金の公式サイトで「ITツール検索」も可能なのですが、この公式サイトが本当に分かりづらい、見づらい…。迷宮のように感じます。それもあるので、最初からIT導入支援業者に相談することをおススメします。

〈難易度★★★★〉の「補助金」

⑥ ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)

ものづくり補助金は、経営革新を目的とした設備投資費用などが対象となる、中小企業向けの補助金です。「ものづくり」とありますが、製造業以外の商業・サービス業も対象になります。

対象となる機械装置・システム構築費の例としては以下のようなものが挙げられます。

1. 機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費
2. 専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費
3. 改良・修繕または据付けに要する経費

この補助金は10年近く前から実施されている、最もメジャーな大型補助金です。概要は次の通りです。

- ・ ほぼ1年中、申請可能
- ・ 1次、2次、3次…と、微妙にルールが変わり、それぞれ締切日が異なる(2021年度については8次は11月11日締切、9次は今年2月8日締切)
- ・ 対象企業は一部を除く中小企業、大

企業、個人事業主  
 ・ 補助率は原則2分の1(一部は3分の2)  
 ・ 補助金上限額は1250万円(グリーン枠は2000万円)

- ・ 補助対象経費は機械装置費、ソフトウェア購入費、運搬費など
- ・ その他、建物や内装費用は対象外。車、スマホ、PC、空調などの「何にも使えないもの」も原則NG。
- ・ 2022年度の変更点としては(1)赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行なう、(2)グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げる(グリーン枠)が追加される予定。なお「グリーン枠」は詳細未定なので、最新情報を確認してください。

概要は以上のとおりですが、次にア

バウトに「何をすれば補助金がもらえるか？」について採択事例を2つご紹介します。

(例1) ケーキ製造業者が最新のオーブンを導入し、生産性2倍、納期を30%カットする

(例2) 介護事業者が新たな介助ロボットを導入し、スタッフの負担を大幅に減らす

少しだけイメージが湧きましたでしょうか? ご覧の通り、製造業だけでなく、サービス業(介護事業者)も申請可能です。業種はとくに限定されていません。

逆に、ものづくり補助金でダメ(採択されない)な例を出すと「最新型の機械を買っただけ」とか「老朽化した設備の買い替え」など。こういう「書き方」では100%採択されません。ただし、取り組む事業をよく整理し

て申請書(事業計画書)の「書き方」を変えるだけで採択されるケースがあります(というか、当社がサポートする大半がそれ)ので、事業計画書はストーリー仕立てで書きましょう。

採択事例でよく出るキーワードは、以下のとおりです。

- ・ 生産性向上
- ・ 短納期化
- ・ 内製化
- ・ 自動化
- ・ 新製品、新サービスの開発
- ・ 都道府県初、地域初、業界初
- ・ IOT
- ・ AI
- ・ ロボット

過去の採択事例(事業計画名と企業名)は、すべてインターネットで公開されていますので、「あ、これウチの会社がやりたいことに近いかも」とい

う事例を探してください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/saitaku.html>

申請から交付までのアバウトな流れは次の通りです。

電子申請↓交付申請↓交付決定↓事業実施↓実績報告↓補助金の交付

申請して採択されるためのポイントは「加点項目」です。「加点項目」とは、その要件を満たしていると申請時に「加点」される項目のことです、必須ではないものの「実施することで採択される可能性が高まる項目」のことです。たとえば、ものづくり補助金には「補助事業終了後3〜5年で給与支給総額を年平均1.5%以上増やすこと」等の要件がありますが、この要件をさらに上回る賃上げ等の計画を作成すれば

つて補助率も上限額も「採択率」も違う

- ・補助率は原則2分の1か3分の2（一部は4分の3）
- ・補助金上限額は最大1・5億円（従業員数によって500万、1000万、1500万など様々）
- ・補助対象経費は建物費、機械装置費、ソフトウェア購入費、広告宣伝費など
- ・車、スマホ、PC、空調などの「何にでも使えるもの」は原則NG
- ・2022年度の変更点は以下のとおり

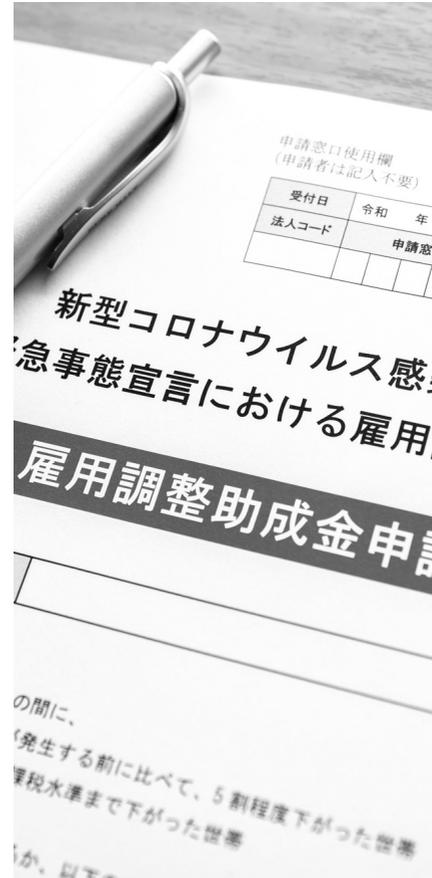
(1)緊急事態宣言特別枠が廃止され、回復・再生応援枠が新設（おそらく、中身は緊急事態宣言特別枠に近い）。(2)グリーン成長枠の新設

当初は「ばらまき補助金（超カンタン）だ」と言う専門家もいましたが、フタを開けてみればまったくそんなこととはありませんでした。補助金額が高額なのに、カンタンなわけがありません。

基本的な流れは、ものづくり補助金と同じですが、まずやるべきことは、「売上減少要件を満たしているか」の確認です。公募要領を見ながら、顧問税理士と一緒に確認をしてください。決算書や月次試算表を見れば分かります。要件を満たしていないなら、残念ながら申請できません。その時は「ものづくり補助金で申請できないか？」を検討してみましょう。

この補助金の最大の特徴は、金額が大きく、かつ「建物費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の現状回復）」が、対象となっている点です。ただ、土地の購入、賃貸はNG。建物も、建築はOKでも「購入」だとNGですのでご注意ください。そして自社申請するのなら、以下のような準備が必要です。

- ・公募要領を全ページ見る
- ・事業再構築補助金公式ホームページ



加算措置が受けられるといった具合です。ものづくり補助金では、加算項目数と採択率が完全に比例します。加算項目で取れるものはすべて取ってください。

なお、初めて申請する場合に注意してほしいのは、原則、「交付決定日以降に設備の発注、業者への支払い、設備の導入をしなければならない」ということです。仮に「交付決定日の1日前にお金を振り込んだら！」と

⑦ 事業再構築補助金

なったら、即アウトです。ただ、もし2022年度も「事前着手の承認制度」が残っているなら、交付決定前に事業実施が可能となるので、絶対に申請してください（迷う理由は無し）。

なお、補助金を受けてからの注意点は「5年間の報告義務、収益納付、最低賃金要件など」もたくさんありますが、紙数の都合上省略します。

これは2021年3月にできた、「コロナで業績が下がった中小企業」の救済制度です。具体的には、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など思い切った事業再構築をしようとする中小企業の手助けをするための補助金です。概要は次の通り。

- ・思い切った事業転換に対して補助金がもらえる
- ・ほぼ1年中、申請可能
- ・コロナが収束したら終了するかも知れない
- ・第1回、第2回、第3回…と、微妙にルールが変わり、それぞれ締切日が異なる
- ・対象企業は一部を除く中小企業、大企業、個人事業主
- ・コロナ前と比較して業績低下が要件なので、コロナ後に創業した企業は対象外
- ・申請枠は5〜6種類あって、枠によ

私自身、お客様から相談をいただく中でよく感じるのは、「もう少し早く相談してくれば何とかなかったのに…」ということ。助成金で言うと、取り組む順番や、労働法（雇用契約書の内容とか）をよく分かっていたら、もらえるはずだった助成金をもらえていない中小企業をよく見ます。

例えば御社で、フルタイムの従業員を1名採用するとしましょう。その人は担当業務の経験がありません。かつ、御社は、外部講師を呼んで、新人にも、

**取り組む順番が大切**

正社員にも研修を行なっています。この状況で、なるべく多くの助成金を活用するならば、下記のような流れが理想的です。

- ・正社員ではなく、「6カ月以上の有期契約労働者」として採用する
- ・人材開発助成金（有期実習型訓練）の計画を提出↓認定
- ・有期実習型訓練を4〜6カ月実施
- ↓①人材開発助成金（有期実習型訓練）支給申請
- ・訓練終了後、正社員に転換。基本給を3%上げる。
- ・正社員向け訓練の実施↓②「人材開発助成金（一般訓練）」を活用。支給申請

- ・正社員転換から6か月経過↓③「キャリアアップ助成金（正社員化）」の支給申請
- ②と③の前後はどちらでも良いですが、とにかくこれで3つの助成金を受給できます。正社員転換してしまったら、非正規労働者向けの①有期実習型訓練はもう使えません。
- もつと言くと、労働法を知らずに、フルタイムだから「正社員」として雇用契約書を作成すると、①はもちろん②も使えません。一度締結した雇用契約書は、差し替えができません。「こめん、間違いだった」は、従業員の不信感につながりますので、やめましょう。

Lesson

**3**

**助成金・補助金を賢く使う「テクニック」教えます**



図表4 ケース別に見る「おススメの助成金」

- 人を雇い入れる（シングルマザー、シングルファーザー、障害者）→ハローワークの紹介なら、特定求職者雇用開発助成金を受給できる可能性大。該当する時はハローワークから書類が届く。
- 非正規労働者を雇い入れて正社員転換する→キャリアアップ助成金（正社員化コース）。
- 非正規労働者の待遇改善をする→キャリアアップ助成金（その他のコース）
- 就業規則の変更→制度なし。ただし、特定の助成金の対象経費の一部にはなる可能性あり。
- 従業員に有料の研修、セミナーを受講させる→人材開発支援助成金（非正規労働者なら有期実習型訓練、正社員なら一般訓練か特定訓練）。
- 機械設備を買う（100〜500万円未満）→小規模事業者補助金（ただし一定の小企業だけが対象）。
- 機械設備を買う（500万円以上）→まずは、ものづくり補助金。コロナの影響で売上が大きく下がっているなら事業再構築補助金。
- 建物を改修する、新築する→事業再構築補助金。
- ホームページを作る → 小規模事業者持続化補助金。
- Google 広告で売上を上げる（広告宣伝費）→小規模事業者持続化補助金。
- 会計、勤怠、給与、その他業務効率を上げるソフトやシステムを買う（150万円以内）→働き方改革推進支援助成金（仮）ただし公募がすぐ終わるので注意。
- 会計、勤怠、給与、その他業務効率を上げるソフトやシステムを買う（200〜700万円程度）→IT導入補助金。
- スマホ、PC、タブレットを買う→基本は制度なし。ただ、「テレワーク」が絡むなら、自治体の助成金がある可能性も。またPC購入はIT導入補助金の対象となる可能性あり（ただし金額は少額）。
- 特殊車両を買う→基本は制度なし。ただ、「機械設備のような特殊車両」なら、ものづくり補助金や事業再構築補助金の対象となる可能性あり。
- 内装費用→原則、制度なし（新事業に関連する費用なら、事業再構築補助金の建物費に該当する可能性あり）。
- 外壁の修理→原則、制度なし（新事業に関連する費用なら、事業再構築補助金の建物費に該当する可能性あり）。

また、正社員転換前に基本給を上げすぎてしまうと、3%アップが大変になりますので、昇給タイミングが早すぎないように注意することも重要です。

また補助金で言うと、ものづくり補助金の採択率を上げるため、先に「経営革新計画の承認」を得ておくのがベストです。順番が逆だと、何の効果もありません。経営革新計画が先で、ものづくり補助金は後が正解です。

経営革新計画の承認を得るには「本庁での面接試験」もあるため、初動から3〜4ヶ月はかかります。早めに動く必要性がありますし、経営革新計画とものづくり補助金ではノウハウが違いますので、専門家に依頼するのが無難です。

受給のためには  
専門家を活用する

「助成金・補助金」をスムーズに受給するためには専門家を活用することでも大切なテクニックとなります。では「助成金・補助金」の申請に際して、どんな専門家に頼んだら良いのでしょうか？ また、信頼できる専門家をどこでどのように探したら良いのでしょうか？

そのポイントを、助成金と補助金に分けて解説する前に、助成金や補助金における「専門家」とは誰のことを指すのかを先に確認しておきましょう。

まず助成金の専門家ですが、これは「社会保険労務士」一択です。法律的に、厚労省系の助成金の申請代行は社労士だけに認められています。「無料のアドバイザー」すら、社労士以外の誰にも認められていません。とは言っても、それなりに詳しい税理士、中小診断士等もいるので、彼らに相談し、最終的には彼らと連携している社労士に依頼するのもアリでしょう。

助成金の専門家は  
こうして探そう

以上を踏まえて、次に頼りになる専門家の具体的な探し方をアドバイスします。まず助成金の専門家の探し方としては、次のような方法があります。

① 顧問社労士に依頼する

顧問社労士がいるなら、「助成金は得意ですか？」と聞いてください。御社の内情にも精通しているはずですし、得意そうなら顧問に依頼するのがベストです。

② 顧問税理士に紹介を依頼する

顧問社労士がいらないなら、税理士に「助成金が得意な社労士を知りませんか？」と聞いてみましょう。もしいたら一度会って、助成金の実績がどれく

らいあるかを聞いてみます。

このときに実績無しなら依頼しては いけません。実績がないということは、その社労士にノウハウがないか、「助成金をやりたくない」のだと思います。助成金業務には色々なリスクがあり、じつは助成金をやらない（やれない）社労士は多いです。とくに、60代以降のベテラン社労士は助成金を嫌がる人が多いようです。

実績ありなら、条件面で合意できて、かつ人間的な相性が悪くなさそうであれば依頼しましょう。「なんか合わない」と思ったら、他の社労士を探しても良いでしょう。

③ ネットで探す

ネットで探すなら、シンプルにGoogle検索で「東京都文京区(地域名)キャリアアップ助成金 申請代行」とかで、ホームページやブログ、SNSを見つけて、「この人なら良さそう」

次にIT導入補助金の専門家は「IT導入支援事業者」一択です。

IT導入補助金は、中小企業でITツールを導入する際の経費の一部を補助するものですが、申請に際しては導入を検討しているITツール(ソフトウェア・サービス等)とIT導入補助金の両方について詳しい専門家の助言が不可欠です。それがIT導入支援事業者です。

IT導入支援事業者はインターネットで検索できますが、IT導入補助金の採択実績がある事業者を選びましょう。

IT導入補助金以外の補助金の専門家は、「認定支援機関登録をしている個人、士業、金融機関」です。「登録はしていないが、サポートはできます」という専門家は、よほど実力がない限りは論外です。なぜなら「認定支援機関の登録が無い」中小企業の支援実績が少ない」からです。

とあたりをつけます。あとは電話やZOOM等で面談して、条件面、相性など問題なければ依頼するという流れです。

「着手金0、成功報酬だけ」が希望であれば、そういう探し方もアリです。当社は新規の場合、着手金0で受けることはありませんが、着手金0の社労士も結構います。

補助金の専門家は  
こうして探そう

次に補助金に関する専門家の探し方です。

こちらも助成金と同様に、①顧問税理士、顧問社労士、顧問行政書士に依頼できないか相談してみる、②顧問税理士に、補助金申請が得意な人を紹介してもらう、③ネットで探す、という3つの方法があります。

ネットで探す時は、次の7つのポイントを抑えた専門家を選びましょう（これは助成金に関しても同様です）。

- a 補助金の実績が十分である
- b 主要な補助金の特徴を知っている
- c 要件を満たしているかどうか、十分に検討してくれる
- d 分かりやすく、説得力のある事業計画書を作る
- e 自分の意見を持っている（良いものは良い、ダメなものはダメとちゃんとやってくれる）
- f 御社のやりたい事を理解してくれる
- g 高頻度で、質問、回答、確認してくれる

ここでは「a補助金の実績が十分である」について少しだけ説明を加えておきます。まず最低でも「その補助金」について過去3件以上採択された経験

がある専門家に依頼してください。それからもう1つ。よく「採択率100%」というキャッチコピーを目にしますが、数字のマジックに騙されないでください。たとえば次の3者の専門家がいたとします。

- 専門家A：これまでの申請件数100件、採択率は50%
- 専門家B：これまでの申請件数10件、採択率は70%
- 専門家C：これまでの申請件数3件、採択率は100%

あなたならこの3者のうち、「誰が一番、高い実績をもっている（もしくは依頼をしたい）」と感じますか？私の見解は、「AかB」です。なぜCではないのか？

まず、専門家Aは、「新規性や実現性の低い事業計画」も受注した結果、採択率が悪くなっただけで、受注を絞

っていけば採択率はもっと高くなっていたかもしれません。また、申請件数が多いということは、おそらく「多種多様な業種の申請をしている」と考えられます。御社がサービス業なのに、「当社は製造業しかやったことがない（得意じゃない）」という専門家には依頼しづらいですよ。Aに依頼すれば、そういうミスマッチは起こりづらいと思われま

す。

では、専門家Cの「100%」はどうでしょう？ とても凄そうに感じますが、案件を厳選して、「これは絶対にいける！」と判断した3件だけを受注したのかもしれない。経緯はともかく、3件という事は経験がやや少なく、Aのように多種多様な業種に対応していない（もしくは得意ではない）可能性が高いです。専門家Bは、AとCの中間といった印象です。この3者を単純比較することは難しいですが、1つの目安として参考にしてください。

過去の数字だけで判断できない場合は、ストレートに「実績はどうですか？」と聞いてみてください。それに対して、「実績については非公開です」と答えなかったり、「うーん…：。受けた案件が良くなったので…」と、ごまかそうとする専門家に依頼してはいけません。ちなみに当社も、採択率は100%ではありません。

それから補助金についても1つ。

最近金融機関もかなり頑張っています。「大型補助金の専門部署」を作っている金融機関もあるくらい。です。で、取引のある金融機関に「補助金の申請支援をしてもらえますか？」と聞いてみるのも一法です。金融機関自体がやってくれる場合もありますし、提携する専門家を紹介してくれる場合もあります。

**● 経理担当者はここに留意しよう！ ●**

最後に、助成金等の受給に際して、経理担当者が心得ておくべきことを挙げてみましょう。

① 情報収集をする

助成金・補助金に関してはインターネットで情報を収集しましょう。ただしネット上では情報が多すぎて混乱するかもしれません。私がお勧めするサイトは次の通りです。

- ・「ミフサポ plus」（経産省・中小企業庁）
- ・「J-Net」（ホーム→支援情報ヘッドライン→公募情報）
- ・助成金は厚労省の「雇用関係助成金検索ツール」

情報収集が面倒であれば、助成金等に詳しい社労士、行政書士、税理士、コンサルタントと顧問契約をするのも一法です。

② スケジュールの確認はしっかりと

事前にスケジュールの問題ないかの確認をしましょう。たとえば事業再構築補助金なら、「採択発表時から14ヶ月以内」に事業を完成させるという原則ルールがあります。「許認可の関係で、早く2年後にしか着手できない」となると要件を満たすことができず（申請する意味がない）。

③ 見積書、請求書、支払方法に留意する

- ・費用の支払いは、省庁のOKが出てから
- ・見積書は、原則2社以上から取得する

とくに書類のチェックはしっかりされるので、他の書類と分けてしっかりと保存をしましょう。

⑥ 補助事業は5年以上やる  
大型補助金は、事業開始後5年以内に事業をやめたり、他社に権利譲渡したり、設備を売った場合、「財産処分」とみなされ、その時点で補助金の返金義務が発生します。継続できないと思った時も、勝手な判断はせずに事務局に事前相談をしましょう。

⑦ 専門家への報酬相場を知っておく  
助成金なら、着手金0〜20万と成功報酬10〜30%、大型補助金なら着手金20〜40万円と成功報酬10〜15%（高くても20%）。着手金は通常、失敗しても返ってきません。

その他、助成金・補助金を申請する前に頭に入れておきたい「注意事項」

⑧ 書類のチェックはしっかりされるので、他の書類と分けてしっかりと保存をしましょう。

⑨ 最後の1つ。自社申請でも専門家に依頼する場合でも、「本当にやりたいと思える事業」だけをやってください。「あんまり乗り気じゃないけど、補助金（助成金）がもらえるならやってみようかな」は絶対に成功しません。そんな気持ちだと、本気で動けない必要経費の確認、業者への見積確認、事業計画のアイデアも中途半端↓良い事業計画書が書けない↓採択されない（仮に採択されても、成功しない）からです。

そして、自社申請か、専門家に依頼するのもポイントです。お金をかけずに自社でやって、採択されずに終わるのか（無駄な時間数10万円以上のコスト発生）、それとも、着手金や成功報酬というリスクを背負って、面倒な事は専門家に任せて確実性を高めるのか、という点です。

●いずみ まさみち  
C&Pいずみ社会保険労務士法人・代表社員。41歳。2019年7月に顧問業務を本格スタート。労務相談、助成金、補助金の申請（合計支給額4億5000万）、歯科医院や従業員30名未満の企業に強い社労士として活躍。2020年1月に法人化。【近況】株式上場支援、YouTubeショート動画、企業型確定拠出年金、法人化に伴う経営者としての仕事など、目標、やりたい事が次々と出てきている、活発な状況です。そのおかげで、ゴルフのスコアが日々落ち続けています。



「どちらの費用対効果が高いかを見極める」、それが、経理担当者のあなたに課せられた1番の役割かもしれません。皆さんのご検討を祈ります。

図表5 助成金・補助金を申請する前に頭に入れておきたい「注意事項」

- 助成金も補助金も、実施や支給申請から受給までに数か月から1年かかる（資金繰りに注意しなければならない。金融機関へのつなぎ融資の相談も事前にすべき）
- 対象経費の全額に対しては出ない（何割かは自己負担が必要）
- 上限額が決まっている
- 国、自治体のGOサインが出ていないのに、勝手に発注、導入、支払いを進めると基本はアウト（もらえる予定だったお金が、もらえなくなる）
- 補助金は書類審査1回だけで面接なし！ 書類ですべて伝える必要がある
- 助成金の計画書、支給申請書は、だいたい修正指示や追加資料を求められる。一発でキレイに通ると思わないことが大事
- 初めての助成金は、同時に複数やると失敗しやすい。スケジュール感も無いなか、アレもコレもやったら、全部失敗することが多い。まずは1つ、「やりやすいもの」「金額が大きいもの」からやってみる
- 受給後、確率は低いが「会計検査院の調査」対象に選ばれることがある（その結果、不正が発覚した場合にはペナルティがある）
- 1つの事業で、別の助成金、補助金は受けられない。たとえば、A事業をやる時に、ものづくり補助金と事業再構築補助金に同時申請は可能だが、仮にどちらも採択された場合、どちらかをあきらめる必要がある

・対象経費は、他の経費と混ぜない（見積書、請求書、支払証明など、すべてにおいて）  
・支払いは原則、銀行振込で（現金手渡しはNG！クレカ払いもリスクあり）

④ 資金計画は綿密に  
助成金等が受給できるのは「御社が業者に費用を支払った後」になります。また、経費の一部は自己負担なので、受給するまでの資金や自己負担額を、自社の預貯金から出すのか、銀行融資か、それとも第三者の出資か、事前に検討することが必要です。融資が不要でもメインバンクへの事前相談は必須と言えます。

⑤ 事務局の現地調査がある  
大型補助金では、書類の原本確認、設備の稼働確認など、何度か事務局の人間がチェック、アドバイスに来ます。